岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の基幹産業である製造業が抱える人手及び人材の不足並びにデジタル化の推進に係る課題の解決のために行う設備投資等を支援し、生産性向上や企業間競争力の強化を強力に推進するため、当該設備投資等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和４９年岡谷市規則第１３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者で、統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類「製造業」を主たる事業として営むものをいう。

(2) 工場　営業又は事業のため物品の製造若しくは加工又は印刷の目的に使用するために設置された施設及びそれらに附帯して設置された建築物又は構築物をいう。

(3) 研究所等　先端的技術分野の研究を主として行う民間研究所又は開発型企業をいう。

(4) 労働生産性　営業利益、人件費及び減価償却費の合計を労働投入量（労働者数又は労働者数に労働者１人当たりの年間就業時間を乗じて得た数をいう。）で除して得た数をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社、主たる工場又は研究所等の施設を有する中小企業者とする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 省力化・自動化設備等導入事業（以下「省力化設備等導入事業」という。）

(2) デジタル技術活用等事業

２　前項に掲げる事業は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の本社、主たる工場又は研究所等で実施するものであること。

(2) 導入する設備等は、未使用品であること。

(3) リース又はレンタル契約によるものでないこと。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(4) 国又は県から補助金の交付を受けたもの又は受ける予定のものでないこと。

(5) 補助対象事業の開始から３年間で労働生産性が１％以上（前項に掲げるいずれの事業も実施するときは５年間で労働生産性が２％以上）向上する計画であること。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(6) 申請した年度内に完了するものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものであること。

（補助対象経費及び補助率等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率及び限度額 |
| 省力化設備等導入事業 | 省力化・自動化設備等の導入に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。  (1) 設備等購入費  (2) システム構築費  (3) 運搬費  (4) 外注費  (5) 据付工事費  (6) 技術指導の受入れに要する経費  (7) その他事業遂行のために市長が必要と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内（補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、５０万円を限度とする。 |
| デジタル技術活用等事業 | デジタル技術の活用等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。  (1) 機械装置・電子機器・ソフトウェア購入費  (2) システム構築費  (3) クラウド利用料  (4) 外注費  (5) 技術指導の受入れに要する経費  (6) 人材マッチングサイト登録料  (7) ＩＴ研修に要する経費  (8) その他事業遂行のために市長が必要と認める経費 | 補助対象経費の２分の１以内（補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、３０万円を限度とする。 |

２　前項の規定にかかわらず、実施する事業が省力化設備等導入事業及びデジタル技術活用等事業のいずれにも該当する場合の補助金の限度額は、６４万円とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）

(2) 岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金事業計画書（様式第２号）

(3) 補助対象経費に係る見積書及び設備等に係るカタログ等の写し

(4) 法人にあっては、定款及び直近の決算書の写し（法人以外の者にあっては、これらに相当する書類）

(5) 市税の納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、１者１回に限るものとする。

（交付決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、内容を確認し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金交付決定書（様式第３号）により通知する。

（事業の中止等）

第８条　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を得るものとする。

２　前項の規定による報告は、岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金中止等承認申請書（様式第４号）により行うものとする。

（実績報告）

第９条　第７条の規定により交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の実績報告書等の書類の提出を受けたときは、当該書類等を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（導入成果等の報告）

第１１条　補助金の交付を受けた者は、補助事業終了後３年間（第４条第１項に掲げるいずれの事業も実施するときは５年間）、岡谷市ものづくり現場高度化促進事業補助金導入成果等報告書（様式第７号）により導入成果等を市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１２条　市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 第８条の規定により補助事業の中止し、又は廃止したとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す相当の理由があると認めたとき。

２　市長は、交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金がある場合において、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

　（有効期限）

２　この告示は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第７条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、この告示の失効後も、なお従前の例による。